



# 島根県報

平成20年12月24日（水）

号外 第 164 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 6

**【正 誤】**

平成10年 3月27日付け島根県報第943号中

（農 業 経 営 課） 8

# 告 示

## 島根県告示第999号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷1533番7地先から同642番3地先まで	前	メートル 12.50～ 20.00	メートル 70.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 仮設道設置	
			後	15.00～ 20.00	70.00			
"	八重垣神社線	松江市佐草町200番1地先から同町198番1地先まで	前	18.80～ 19.70	4.00	松江県土整備事務所	不用物件発生 土地所有者への返還	
			後	18.80～ 19.70	4.00			
"	美保関八束松江線	松江市美保関町下宇部尾地先から同地先まで	前	7.50～ 9.00	94.00	松江県土整備事務所	道路承認工事 仮設道設置	
			後	7.50～ 14.80	94.00			
"	布部安来線	安来市上吉田町字大谷1162番2地先から同地先まで	前	3.50～ 4.00	22.70	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	6.00～ 18.00	22.70			
"	"	安来市上吉田町字大谷1162番2地先から同町字切詰1150番1地先まで	前 A	3.50～ 8.00	248.70	松江県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 8.00			248.70
				B	18.00～ 19.60			248.70
"	"	安来市上吉田町字切詰1150番1地先から同字1147続1地先まで	前	3.50～ 4.00	71.00	松江県土整備事務所	道路改良工事	

			後	16.00～ 49.50	71.00	拡幅	
"	"	安来市上吉田町字切詰 1147続1地先から同字 1134番4地先まで	前 A	3.50～ 9.30	219.90	左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 9.30		219.90
				B	15.20～ 47.60		219.90
"	"	安来市上吉田町字切詰 1134番4地先から同町 字五輪前1056番5地先 まで	前	5.50～ 10.00	699.40	道路改良工事 拡幅	
			後	11.20～ 20.80	699.40		
"	"	安来市上吉田町字五輪 前1056番5地先から同 町字三崎谷1013番8地 先まで	前 A	3.50～ 14.00	457.60	左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 14.00		457.60
				B	10.50～ 19.00		457.60
"	"	安来市上吉田町字三崎 谷1013番8地先から同 町字平畑990番地先まで	前	3.50～ 7.00	218.30	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 18.00	218.30		
"	"	安来市上吉田町字平畑 990番地先から同町字六 郎坂980番2地先まで	前 A	5.00～ 6.00	57.30	左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 6.00		57.30
				B	12.50		57.30
"	"	安来市上吉田町字六郎 坂980番2地先から同町 字道下978番6地先まで	前	5.00～ 7.80	60.50	道路改良工事	

			後	14.50～ 31.00	60.50		拡幅	
"	"	安来市上吉田町字道下 978番6地先から同町字 落谷820番12地先まで	前 A	3.50～ 20.00	372.60		左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 20.00			372.60
				B	11.00～ 21.00			372.60
"	"	安来市上吉田町字落谷 820番12地先から同町字 田中726番1地先まで	前	5.60～ 7.20	66.00		道路改良工事 拡幅	
			後	12.20～ 20.00	66.00			
"	"	安来市上吉田町字田中 726番1地先から同字 694番3地先まで	前 A	5.00～ 9.00	59.40		左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 9.00			59.40
				B	8.00～ 19.00			59.40
"	"	安来市上吉田町字田中 694番3地先から同字 694番2地先まで	前	5.50～ 15.80	32.00		道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～ 15.80	32.00			
"	益田港線	益田市中島町イ885番3 地先から同町イ370番3 地先まで	前 A	6.70～ 28.00	880.00	益田県土整備 事務所	左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 土地区画整理事業 ダブルウェイ	
			後	A	6.70～ 28.00			880.00
				B	5.70～ 46.81			1,101.00
"	海士島線	隠岐郡海士町大字知々 井1102番3地先から同 地先まで	前	11.40～ 12.00	56.00		災害復旧工事	

			後	12.80～ 15.00	56.00	隠岐支庁県土 整備局	拡幅
〃	〃	隠岐郡海士町大字御波 633番地先から同大字 637番地先まで	前	4.00～ 5.00	100.90		道路改良工事
			後	5.00～ 18.50	100.90	拡幅	

## 島根県告示第1000号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1281番1地先から同1451番6地先まで	メートル 470.00	平成20年 12月24日	松江県土整備 事務所	
県道	松江鹿島美保 関線	松江市鹿島町佐陀本郷1533番7地先から同642番3地先まで	70.00	平成20年 12月24日		
〃	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分183番5地先から同町大東84番3地先まで	370.00	平成20年 12月24日	雲南県土整備 事務所	
〃	田所国府線	邑智郡邑南町上田所1165番2地先から同1175番3地先まで	260.00	平成20年 12月24日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町上田所1224番4地先から同1233番1地先まで	140.00	平成20年 12月24日		
〃	黒沢安城浜田 線	浜田市河内町3109番1地先から同町3102番地先まで	100.00	平成20年 12月24日	浜田県土整備 事務所	
〃	桜江金城線	浜田市金城町追原127番1地先から同72番1地先まで	485.00	平成20年 12月24日		
〃	三隅井野長浜 線	浜田市田橋町48番1地先から同町36番5地先まで	428.00	平成20年 12月24日		
〃	〃	浜田市櫛原町525番地先から同町545番5地先まで	144.00	平成20年 12月24日		
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原568番9地先から同773番6地先まで	203.00	平成20年 12月24日		
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙横畠2057番4地先から同地先まで	110.00	平成20年 12月24日		
〃	〃	鹿足郡津和野町左鐙古屋敷谷道上1568番1地先から同町左鐙小河2444番11地先まで	60.00	平成20年 12月24日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	

〃	〃	鹿足郡津和野町左鏡小河2444番12地先から同2442続1番1地先まで	163.00	平成20年12月24日		
〃	海士島線	隠岐郡海士町大字知々井1102番3地先から同地先まで	56.00	平成20年12月24日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡海士町大字御波633番地先から同大字637番地先まで	100.90	平成20年12月24日		
〃	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1020番2地先から同大字字ゴンデ926番1地先まで	245.90	平成20年12月24日		

## 正 誤

平成10年 3 月 27 日付け島根県報第943号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三	ページ	
<hr/>		
下	段	
<hr/>		
始めから四	行	
<hr/>		
「以下同じ。」を	誤	
<hr/>		
う。じ。を「農業生産法人をいう。以下同じ。」を「農業生産法人をいう。」	正	
<hr/>		